



- お知らせ
 - 「平成25年度指定更新事業者研修会を実施します」
 - 「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」が一部改正されます
 - 「平成24年度処遇改善加算の「実績報告」をご提出ください」
- 報酬算定・運営基準
 - 「東京都基準条例施行要領の制定について」
- 最近の動向
 - 「医療系介護サービス事業者への集団指導の実施」

平成25年7月1日発行 第108号

お知らせ

○ **平成25年度指定更新事業者研修会を実施します**

平成26年1月1日から平成26年6月1日までに指定更新を行う居宅サービス事業者の管理者等を対象に、以下のとおり研修会を開催いたします。対象事業者に対しては、研修受託者の(公財)東京都福祉保健財団から入場証が送付されますので、必ずご持参ください。

- ◆ 日 時 平成25年8月6日(火曜日) 10時30分～16時25分
及び 平成25年8月7日(水曜日) 10時30分～16時25分
(どちらか1日の参加になります)
- ◆ 場 所 練馬区立練馬文化センター こぶしホール(大ホール)
- ◆ 目 的 1 介護サービスの質の向上・介護サービス利用者の尊厳の確保
2 介護事業者の法令遵守の徹底等

【お問い合わせ先】(公財)東京都福祉保健財団 事業者指定室 TEL 03-5206-8752

お知らせ

○ 「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」が一部改正されます

「低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について」(平成12年5月1日老発第474号)の一部が改正され、平成25年8月1日から適用になります。

詳細については、以下のホームページに掲載の介護保険最新情報 Vol.330 その1、その2 をご確認ください。

【東京都保健福祉局ホームページ】→東京都介護サービス>介護保険についてのお知らせ>介護保険最新情報(厚生労働省からの通知)>介護保険最新情報(厚生労働省通知)>介護保険最新情報 Vol.330 その1、その2

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/info/saishin/saishin.html)

【お問い合わせ先】介護保険課介護保険係 TEL 03-5320-4291

○ 平成24年度介護職員処遇改善加算の「実績報告」をご提出ください。

平成24年度分の介護職員処遇改善加算を受給された事業者の方は、加算金をどのような賃金改善に充当したかなどについて、報告していただく必要があります。

提出期限は平成25年7月31日（水曜日）となっております。実績報告書の様式、記入例などについては、下記ホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→高齢者>介護保険>介護職員処遇改善交付金/介護職員処遇改善加算>平成24年度実績報告について（介護職員処遇改善加算）

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/shogu/houkokukasan.html>

【処遇改善加算お問い合わせ専用電話】

介護保険課介護職員処遇改善加算担当 TEL03-5320-4343

※受付時間：平日9時30分～17時（11時45分～13時15分を除く）

報酬算定・運営基準

○ 東京都基準条例施行要領の制定について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行並びに「老人福祉法」「介護保険法」及び「社会福祉法」の改正による東京都基準条例等の制定に伴い、東京都基準条例施行要領を定めましたので、お知らせいたします。

本要領については、以下のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報>居宅サービス事業所等の人員・設備・運営等に関する基準（東京都条例、厚生労働省通知等）>東京都基準条例施行要領の制定について

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/koro/youryou.html

【お問い合わせ先】 介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

最近の動向

○ 医療系介護サービス事業者への集団指導の実施

東京都福祉保健局指導監査部指導第三課では、5月20日（月曜日）、5月21日（火曜日）、5月27日（月曜日）、5月29日（水曜日）の4日間にわたり、都庁大会議場等において、指定訪問看護、訪問・通所リハビリテーション、介護療養型医療施設の各医療系の介護サービス事業者に対しまして講習会形式で集団指導を実施しました。

この集団指導は、医療系介護サービスの重要性が高まる中、介護保険制度の下で適切なサービス提供を行って頂くために、これまでの実地指導等で見られた不適切な事例などを踏まえた制度運営上の留意事項や介護報酬の算定事務に関する事項など、日常実務に直結した内容を説明し、事業者の方に理解を深めて頂くことを目的として実施しております。

今年度は4日間で延べ930事業者（出席率約95%）と多くの事業者の方に参加頂きました。

【お問い合わせ先】 指導監査部指導第三課 TEL03-5320-4284